

「同姓／別姓を選ぶ権利—市民と学術の対話から」

憲法と姓——人権論の観点から

東北大学名誉教授・弁護士 辻村みよ子

(I) 民法750条の合憲性 (PPT 2)

「夫婦は、婚姻の際に定める所に従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法750条)
96%の夫婦で、夫の氏〔姓〕を選択。

- ⇒ ① 憲法14条1項違反(実質的平等違反)?
② 憲法13条(氏を変更しない権利)違反?
③ 憲法24条1・2項(個人の尊厳と両性の平等)違反?
④ 女性差別撤廃条約16条G項違反? 「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む)」



(PPT 3)

(II) 2015(平成27)年12月16日最高裁訴訟(PPT 4)

A 上告理由

- (1) 憲法13条: 包括的基本権(「新しい人権」)
人格権(氏名権) 「氏の変更を強制されない権利」の侵害にあたる
- (2) 憲法14条: 「実質的平等」(間接差別の禁止) に違反
- (3) 憲法24条1項: 婚姻の自由を侵害する
2項: 「個人の尊厳と両性の本質的平等」 に違反
- (4) 女性差別撤廃条約16条b・g 「夫と妻の同一の個人的権利(姓および職業選択の権利を含む) に違反⇒立法不作為(国会が民法改正を怠ったこと)が違法

B 最高裁判決多数意見 (PPT 5)

- ① 「氏の変更を強制されない権利」は憲法上の権利としての人格権ではない
⇒13条違反ではない、但し人格的利益あり
- ② 14条1項(形式的平等)違反ではない

- ③ 24条に違反しない（立法府の裁量重視）
⇒国家賠償請求は棄却、但し、選択的別氏制の合理性を承認

C 個別意見、反対意見（1人）（PPT 6）

国賠法請求については14対1（山浦裁判官の反対意見のみ承認）

- ▶ 10対5の合憲判決⇒5人の違憲判決
- ▶ 女性裁判官3名＋木内裁判官意見・山浦反対意見
- ▶ ①婚姻の自由（岡部・桜井・鬼丸意見）
- ▶ ②通称使用の限界（同上）
- ▶ ③例外を許さないことが違憲（木内意見）

（Ⅲ）第二次訴訟等の展開（PPT 7）

- ① 国家賠償請求訴訟 —民法750条・戸籍法74条1項の違憲（憲法14条1項・24条1項及び2項違反）及び自由権規約・女性差別撤廃条約違反を東京地裁・同立川支部、広島地裁に提起。計3件が全て最高裁に上告。
- ②別姓での婚姻届受理申立の家事審判—婚姻届不受理に対して 東京家裁、立川支部、広島家裁に計4件申立。全て最高裁に特別抗告。うち3件が、大法廷に回付。
- ③婚姻確認訴訟—米ニューヨーク州法で婚姻中の夫婦が婚姻関係にあることの確認等を求めて提訴。2021年1月27日東京地裁で結審。判決は、4月21日の予定。

（Ⅳ）最高裁への意見書の提出（PPT 8）

- * 「事情変更」——憲法学説からの批判
 - (A) 制度論的思考に対する批判
 - (B) 14条論（間接差別、カップル間の差別論等）
 - (C) 13条論および24条2項論からの批判
 - (D) グローバル人権論からの批判 など
- * 私見（C）13条論・人格的利益論、24条2項の重視
- * 弁護団（E）14条論、「信条」による差別

（Ⅴ）今後の検討課題（PPT 9）

- (1) 理論的課題：①憲法13条・14条・24条解釈
 - ②「間接差別」該当性（差別意図）
 - 人権論の観点⇒個人の尊重か、制度の維持か？
 - 例外を認めないことが憲法違反（木内裁判官）
- ③国賠法違反の要件見直し（「違憲合法論」批判）
- (2) 立法論：家族・婚姻制度、戸籍制度等の見直し
 - c f. 法制審議会 嫡出推定制度の改訂
- (3) 運動論：選択的別氏制の導入を選挙の争点にして議論を展開する

以上